

申請者様各位

ご 案 内

■ 省エネ法改正に伴う「評価」、「フラット 35S」、及び「長期優良住宅」の省エネ等級 4 の基準について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般の省エネ法改正に伴い旧省エネ基準（H11年基準）は、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止されます。

平成 27 年 4 月 1 日以降の申請より新省エネ基準（H25 年基準）に適合しなければなりませんのでご注意ください。

なお、すでに新省エネ基準で申請することは可能です。（一次エネルギー消費量については、平成 27 年 4 月 1 日より適用可。）

※新省エネ基準関連ホームページ

国土交通省	新省エネ基準パンフレット	http://www.mlit.go.jp/common/000996591.pdf
国土交通省	改正省エネルギー法関連情報	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html
住宅金融支援機構	新省エネ基準解説	http://www.flat35.com/tetsuduki/flat35s/energy.html
住宅性能評価・表示協会	外皮平均熱貫流率計算プログラム	http://www.hyokakyokai.or.jp/teitanso/keisansyo.html
建築研究所	一次エネルギー消費量計算プログラム	http://www.kenken.go.jp/becc/index.html

詳しくは、評価部までご相談ください。

(株) I-PEC 評価部

平成 26 年 12 月 26 日

